道路行政と地下埋設物

四

-工事の調整 -地下埋設物の現状 地下埋設物の占用許可 はじめに

施工の問題点

松野完二

はじめに

つある。 存在する。この道路は、人々の移動や、 交通需要に対応した道路網が整備されつ おり、今日では、クルマ社会といわれる 物質の輸送の場として発達し続けてきて 道路は人々の生活するところには必ず

の看板に至るまで、実にさまざまな物件 電話ボックスなどの公共施設から、商店 ことは殆んどない。街を歩けば、 単に交通のためだけの利用に留っている 大な空間を占めていることから、道路が また、道路は一面では、その性質上膨 電柱、

> は到底できない。 き、これらの地下埋設物を収容するスペ 埋設されており、道路の利用を考えると 活に密着した都市施設がいたるところに には、電気、ガス、水道、下水道等、 ースとしての道路の役割を無視すること が見受けられるが、とりわけ道路の地下

の側面から、地下埋設物の占用管理につ なっている。そこで、ここでは道路管理 は、地下埋設物の取扱いが重要な課題と ぼすことが多く、道路を管理するうえで ど、道路の構造や交通に著しい影響を及 しかしながら、地下埋設物は、その布 維持管理の都度道路を掘さくするな

いて少し述べてみたい

-地下埋設物の占用許可

来の目的を損わない範囲内でなされるも るものである以上、この許可は、道路本 道路の占用が、道路を副次的に利用させ 受けなければならないものとしているが とするときは、道路管理者の占用許可を 物件の種類を限定し、これを設置しよう 道路法では、道路に設けることのできる であることから、ここに自由に道路施設 以外の物件を設置できるわけではない。 道路が、一般交通の用に供されるもの

た取扱いが規定されている。 地下埋設物には、他の占用物件とは異っ るを得ない現実があるので、公益事業の 道路の地下に、大量に管路等を布設せざ するものであり、この供給のためには、 一定の幅と、線的に連続した空間をもつ 活上欠くことのできないサービスを提供 ないが、これらの物件が、現代の都市生 水道等の地下埋設物といえども例外では のであることは当然であろう。 この意味では、電気、ガス、水道、下

①道路行政と地下埋設物

⑤電力 **④**ガス ⑦共同溝 **⑥電話** ②下水道 ③上水道

提出することを義務づけて、道路管理者

は、事前に工事の計画書を道路管理者に

すなわち、これらの道路占用について

は、これらの占用物件については許可を許可基準に適合していれば、道路管理者 ついては、単に占用を抑制するのではな のである。 く、事業の公益性との調和を図っている を専ら道路管理者の裁量に委ねることな 与えなければならないものとして、 の調整に便宜を与える一方、一定の占用 く、道路の構造や交通に与える影響を勘 したがって、これらの道路占用許可に

期、実施方法、道路工事や他の占用工事と 協議すれば足りることになっている。 用については、「国等の行う道路の占用 の関連などについて積極的に調整してい 案しながら、占用の位置、工事の実施時 の特例」に該当するので、道路管理者と かなければならないものと考えられる。 電々公社の行う事業のための占

地下埋設物の現状

道路の占用物件としての地下埋設物に

- 2 企業別掘さく許可件数

のとおりである。

の延長は、

約七、

九二〇武がであるの 横浜市の管理する道路

かに多いかがわかるであろう。

両者を比較すると、地下埋設物がい

しかも、これらの地下埋設物は、

業が道路を掘り返し、道路を不経済に損

由な計画にまかせていれば、

次々に各企

あるといっても、

工事を個々の企業の自

下埋設物が公益事業のためのもので

浜市における地下埋設物の現況は表―1

電気通信ケーブル等があり、

電気ケーブル、ガス管、

下

	51年度	52年度	53年度
水道	25, 278	27, 429	28, 245
東京電力	9,845	10, 155	9,645
東京ガス	10, 240	11, 919	12, 713
下水	262	302	341
電々公社	2, 290	4, 582	5, 392
計	47, 915	54, 387	56, 336

- 1 横浜市内の地下埋設物延長

表一1横沿	単位: m				
		51年度	52年度	53年度	備考
 水道管		5, 592, 033	5, 758, 795	5, 963, 385	
東京電力	地下電線	1,056,607	1, 121, 045	1, 180, 137 _z	正長は総延長
	洞道	27, 696	27, 696	27, 696	些女(よ応姓女
東京ガス		2, 842, 026	3, 306, 904	3, 393, 639	
下水道管		2, 632, 818	2, 865, 782	3, 124, 733	
電々公社	地下ケーブ	ル 1,307,081	1, 332, 143	$\frac{1,363,902}{5,522}$	1. 臣 Na 古 巨
	洞道	5, 474	5, 474	5, 522 ^x	正文(14旦文
計		13, 463, 735	14, 417, 839	15, 059, 014	
雷々公社は	1日吉局分を	含まない。同様	まとは管路の 多	そ数にかかわり	っず紀終点間

の距離をいう。

交通の重圧や道路の不等沈下に耐えられ

老朽化した管もあり、これらはもともと

また、地下埋設物のなかには、

かなり

材質が粗悪であるため、今日の激増した

らんでいる。

このような道路では、地下埋設物がふ

などの事故をひき起こす危険性を常には

水道管の破裂や、ガス管のヒビ割れ

ているのが現状である(表―2)。 ど、工事は複雑で、工期も長期にわたっ えで、これらの間を縫って施 工 する な 他の地下埋設物を移設、防護したう

事ともなると、埋設位置を確保するため い。特に大規模な埋設管の入替や新設工 るがその工事をみても困難な 場 合 が 多 理作業などの工事がしきりに行われてい くそうしているだけに、当然この維持管

工事の調整

四

表一3 道路工事	調整件数	改 (昭和	52年度))				
:	年 間			通常会				
	調整会	1回目	2回目	3回目	4回目	5 回目	6回目	計
道路	980	346	364	228	258	229	201	2,606
下水	263	236	250	278	291	284	346	1,948
交通	6	3	2	1	1	1	1	15
水道	265	173	161	168	160	139	174	1, 240
電々公社	135	72	87	80	71	87	81	613
東京電力	196	53	34	49	42	55	47	476
 東京ガス	130	112	102	82	64	77	107	674
首都高速道路公団	9	11	11	11	9	11	5	67
都市開発	4	2	2	4	2	2	4	20
計	1, 988	1,008	1,013	901	898	885	966	7,659

ず年度初めに、当該年度に行われる予定 の工事を調整するために設けられた制度 こで、あらかじめ一定規模以上の道路上 ない影響を及ぼすことは明白である。そ 者、各占用企業とで構成されており、ま れは、交通を管理する警察と、道路管理 が、道路工事調整連絡協議会である。こ 工事の実施計画を互いに示して、

傷するばかりか、道路交通にも計り知

路線に多数集中し、さらに管理者の不明 地下埋設物の経路としての有用性の高い 路に均等に埋設されているのではなく、

な管や、

すでに用途廃止された、いわゆ

る死管まで加わって、場所によってはす

し詰め状態のところもある。

44

事はこの調整の結果、 実施時期、 路工事や各企業の占用工事の場所、工法 施時期は保留せざるを得ないものといえ この過程を経ないでは、たとえそれが公 や他の各企業の認知されるものであって いたうえで工期の調整がなされる。 る工事については、関係企業の意見を聴 行うものである。ここでは主として、 的な調整を行ったのち、さらに二カ月毎 益事業のための工事であるとしても、 その時期に施工される工事の調整を 工事概要が説明され、競合す 初めて道路管理者 実

道路の舗装に要する費用からみて、この あるが、道路を管理する側にしてみれば 埋企業にとってはかなり厳しいものでは 間は規制されている。 として、 装にあっては五年間、 を禁止するもので、 施工されたのち、 る。これは文字どおり、 また、 道路の掘り返しを抑制する制度 いわゆる「掘り返し規制」があ 一定期間道路の掘さく アスファルト高級舗 この規制は、 中級舗装でも三年 道路舗装工事が 地下

程度の期間は道路を保全すべきであり、

(保土ケ谷駅周辺)

を検討する必要があろう。 情報を的確かつ迅速に伝達するシステム 画の策定に資するため、道路上の工事の るが、これと併行して、各企業の工事計 道路工事調整連絡協議会で調整されてい この掘り返し規制の問題は、主として

线神

道路局

五 施工上の問題点

昭和54年度道路工事調整連絡協議会資料

ってみよう。 られる。この段階での問題点を、 まると、設計から施工へと手続がすすめ 地下埋設物の工事を実施することが決 順を追

めには、 占用許可を得て埋設されているものであ ればならない。 まず第一に、 道路の地下の状況を調査しなけ 本来、 地下埋設物を布設するた 地下埋設物は道路

J2

路の掘さくを伴う工事は認められない。 事由があると判断された場合以外は、 許可審査会」において、真にやむを得ない この間、 「掘り返し規制路線掘さく特別 道路舗装工事の計画が示さ の地下埋設物の状況は把握できるはずで るから、この許可の台帳によって、

よう。

場合によっては道路舗装工事の実施時期 いであろう。 猶予期間が必要なことは認めざるを得な 掘り返しを規制する以上は、ある程度の を遅らせる要因となるが、以後の道路の 実施する。この舗装先行工事が多いと、 路舗装工事に先行して地下埋設物工事を れると、各企業は予定を繰り上げて、道 このため、

> ある。 いかない。 には、現状では台帳だけに頼るわけには 既存の地下埋設物を正確に把握するため 相当変貌してきているため、 されているとはいえず、また、 下埋設物も、 もこの台帳にすべての地下埋設物が網羅 しかし実際問題としては、 長い間の維持管理によって 残念ながら 道路も地 必ずし

断して布掘りすることが多い。通常は、 面は、各企業の保有している過去の地下 きで、このためには精度の高い地下埋設 傷つけ、交通を遮断することは避けるべ 程度と短期間で施工されるものの、単に ようとする道路の片側、または全面を構 れている。試掘は、地下埋設物を埋設 路を試掘調査するしかなく、地下埋設物 べきであろう。 を構じて、極力試掘による調査に代える 埋設物工事の資料を互いに活用する手段 物台帳を整備するのが急務であるが、当 道路の地下の状況を探るために、 工事の設計前から道路の掘り返しが行わ カ所を試掘調査するのに一日から二日 となれば、これを補完するためには道 道路を

り返しを考慮して、原則として歩道の地 与える影響や、 題がある。 第二に、地下埋設物の占用の位置の問 地下埋設物は、 将来の維持管理の際の掘 道路の構造に

道路

下に、一定以上の深さ(土被り) 後は地下埋設物の新設、 埋設物が年々増加している実態からみて 設することは相当困難ではあるが、 あっていることもあり、 さまざまな地下埋設物がすでにひしめき なければならない。 徐々に道路の地下の整理をすすめていか 力この標準位置に埋設することによって 三月に改正した「横浜道路占用規則」 りつつあるといえる。 整然とした地下利用の必要性はより高ま して埋設することになっている。 地下埋設物位置標準」を設けたが、 歩車道の区別のない狭隘な道路に、 横浜市では、 入替の都度、 適切な位置に埋 を確保 地下 今 極 で

ッ

単位に工事を進めざるを得ず、 事の寄せ集めに過ぎないので、 の調整や施工上の問題を綿密に協議して での完了をめざさなければならない。 通に与える影響を考慮して、 物工事が実施される場合や、 じくして複数の工事が計画されたときの がある。工事の競合としては、 か、道路舗装工事に先行して地下埋設 第三に、競合工事の工程の調整の問題 施工中も随時関係者が集まり、 いずれにしても道路上の工事は、 防護工事を伴う場合などがある 競合工事は、 工事着手前はもちろんのこ 基本的には各種工 他の埋設物 鋭意短期間 時期を同 各施工者 工期の短 工程 交

識

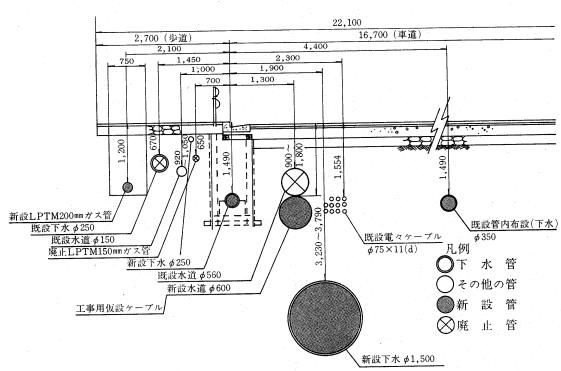
柵

保 管理を行うことが望ましい 縮にはおのずから限界がある。 木工事公衆災害防止対策要綱」を定めて 肝要である。 産に危害を及ぼす恐れが大きいので、 現場で事故がおこれば、 が が山積しており、 なくすだけではなく、 工事と後続工事との間のロス・タイムを を構ずる必要がある。 通対策と工事事故の防止の二面から対策 いるが、特に道路上の工事においては交 ついては、建設省計画局で、 全対策には常に細心の注意を払うことが 第四に、 トワークに組み込んで、 この問題に対処するのには、 工事責任、 横浜のような都市では、 工事現場の安全対策である 市街地における安全対策に 技術上の問題などの難問 実現は容易ではない。 各工事を同一のネ 多数の生命、 全体的な施工 か 一たび工事 「市街地 単に先行 安全確

道路パ 定期的 件に工事を許可しており、 があるので、この基準に基づいて道路標 行者の安全は確保しているか、 工事現場における保安施設の設置基準 パト 交通対策としては、横浜市でも 路面や幅員は通行に支障ないか、 注意灯、照明灯などを設置している 工事標示板、迂回路の標示板、 Ħ に占用企業者と道路管理者とで合 1 ロール等で巡回指導するほか ルを行い、工事現場の保安対 工事中は常時 などを条 「道路 保安

か

地下埋設物工事の一例(神奈川処理区岩井地区下水道整備工事=部分図) -- 2



注)この箇所は、下水管埋設のために、水道管、ガス管の移設(布設替)を要するもの

また、工事事故の防止対策としては、 るが、特に道路上の工事においては、他 るが、特に道路上の工事においては、他 るが、特に道路上の工事においては、他 るが、特に道路上の工事においては、他 るが、特に道路上の工事においては、他 をで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えで施工するとか、ガス管の周囲では火 えてが、基本的な注意義務を怠ることはでき と、基本的な注意義務を怠ることはでき ない。

第五に、地下埋設物の布設後は、速か に埋め戻し、道路を原状に回復しなけれ に埋め戻し、道路を原状に回復しなけれ に埋め戻し、道路を原状に回復しなけれ に埋め戻し、道路を原状に回復しながら行 がならない。掘さく跡の埋め戻しは、良 がならない。掘さく跡の埋め戻しは、良 がならない。掘さく跡の埋め戻しは、良 がならながら行 がならながると地耐力に差があり、車輌 た、しめ固めが不十分であると、地下埋

> ので、特に注意を要する。 損、亀裂等の事故につながる恐れもある設物にたわみが生じ、場合によっては折

このため路面が安定するまでの間、

埋

策についての注意を喚起している。

は、。

路構造では不適当な場合もあり、必ずしは車線毎の復旧を要するとか、在来の道期している。だが、道路の事情によって標準」を設けて、道路の復旧には万全を標準」を設けて、道路の復旧には万全を標準」を設けて、道路の事情によって構造に復旧するのが原則である。横浜市構造では不適当な場合もあり、必ずしは事様では不適当な場合もあり、必ずしい。

も画一的な標準にはより難いという問題 がある。この場合には、企業側の了解の 下にその道路事情にあわせた復旧をして で、今後は各企業のコンセンサスを得 で、今後は各企業のコンセンサスを得 で、今後は各企業のコンセンリスを得

まとめ

ここで述べてきたことは、極く大ざっ

道路の地下埋設物は、最近の横浜市に

ところを知らず、道路整備が着々と進行ところを知らず、道路整備が着々と進行をあった電柱なども、都市美観や交通障害への配慮から地下化がすすめられているなど、都市生活の水準が高まるとともに地下利用のニーズも増嵩している。しかしながら、道路の交通需要もまた止るところを知らず、道路整備が着々と進行ところを知らず、道路整備が着々と進行ところを知らず、道路整備が着々と進行という。

解きほぐしてゆくしかないであろう。解きほぐしてゆくしかないであろう。。地下埋設物の占用に伴う、道路掘さくの諸問題を根本的に解決するためには、共同溝の整備が急がれるところであるが、実現にはかなりの歳月が予想されるが、実現にはかなりの歳月が予想されるが、実現にはかなりの歳月が予想されるが、実現にはかなりの歳月が予想されるが、実現にはかないであろう。

はな問題にすぎない。このほか地元対策や、交通管理者その他関係機関との調整や、交通管理者その他関係機関との調整 おど、ここで当然論ずるべき問題も未だ 相当残しているが、紙数の都合等で割愛 した。またこれまでの意見は全て個人的 見解であり、道路局の考え方とはいささ かの関係もないことを念のため申し添えます。

〈道路局保土ケ谷土木事務所管理係長〉